

那珂川町分別収集計画

(第 1 1 期)

那 珂 川 町

那珂川町分別収集計画

令和 7 年 9 月 3 0 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があり、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進による最終処分量の削減を図ることを目的としている。また、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明確にするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたり、次の基本的方向を示す。

- (1) 環境への負荷を少なくするための循環型社会づくりを進める。
- (2) 自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設建設を進める。
- (3) 町民一体となったごみ排出抑制とリサイクル運動を積極的に進める。
- (4) 環境学習の推進、充実を図る。
- (5) 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターとの連携に努め、計画が実効あるものとする。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月から令和13年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容 器 包 装 廃 棄 物	788.69t	773.42t	758.14t	742.64t	727.37t
製品プラスチック	1.00t	1.00t	1.00t	1.00t	1.00t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、町・町民・事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら次の方策を推進する。

(1) 教育、啓発活動の充実

各種団体の事業や生涯学習の事業のなかに、ごみ減量化の啓発活動を積極的に取り入れ、ごみ排出量の抑制、最終処分場の必要性、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況について情報を提供し、認識を深めてもらう。併せて、ごみの排出抑制・分別排出・再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

小売店の協力を得ながら、包装の簡素化、業者による容器包装の自主回収を推進する。

(3) 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

(4) 再使用の促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、保管施設や圧縮減容機、収集機材等の状況を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び
製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製容器	20.86t		20.45t		20.25t		19.64 t		19.23 t	
主としてアルミ製容器	6.74 t		6.61 t		6.48 t		6.35 t		6.22 t	
無色のガラス製容器	(合計) 40.62 t		(合計) 39.83 t		(合計) 39.04 t		(合計) 38.25t		(合計) 37.46 t	
	(引渡量) 40.62t	(独自処理量)	(引渡量) 39.83t	(独自処理量)	(引渡量) 39.04t	(独自処理量)	(引渡量) 38.25t	(独自処理量)	(引渡量) 37.46t	(独自処理量)
茶色のガラス製容器	(合計) 68.62t		(合計) 67.29 t		(合計) 65.96 t		(合計) 64.62t		(合計) 63.28 t	
	(引渡量) 68.62t	(独自処理量)	(引渡量) 67.29t	(独自処理量)	(引渡量) 65.96t	(独自処理量)	(引渡量) 64.62t	(独自処理量)	(引渡量) 63.28t	(独自処理量)
その他のガラス製容器	(合計) 16.33 t		(合計) 16.01 t		(合計) 15.69 t		(合計) 15.37 t		(合計) 15.06 t	
	(引渡量) 16.33t	(独自処理量)	(引渡量) 16.01t	(独自処理量)	(引渡量) 15.69t	(独自処理量)	(引渡量) 15.37t	(独自処理量)	(引渡量) 15.06t	(独自処理量)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	4.00 t		4.00 t		4.00 t		4.00 t		4.00 t	
主として段ボール製の容器	81.79 t		80.20 t		78.62 t		77.02 t		75.43 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょう油その他主務大臣が定める商品に充てんするためのもの	(合計) 36.06 t		(合計) 35.36 t		(合計) 34.66 t		(合計) 33.96 t		(合計) 33.26t	
	(引渡量) 36.06t	(独自処理量)	(引渡量) 35.36t	(独自処理量)	(引渡量) 34.66t	(独自処理量)	(引渡量) 33.96t	(独自処理量)	(引渡量) 33.26t	(独自処理量)
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) 1.00 t		(合計) 1.00 t		(合計) 1.00 t		(合計) 1.00 t		(合計) 1.00 t	
	(引渡量)	(独自処理量) 1.00t	(引渡量)	(独自処理量) 1.00t	(引渡量)	(独自処理量) 1.00t	(引渡量)	(独自処理量) 1.00t	(引渡量) 1.00t	(独自処理量) 1.00t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、第2期那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略より設定。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
13,786 人 (対前年度比) 98.10%	13,519 人 (対前年度比) 98.06%	13,252 人 (対前年度比) 98.03%	12,981 人 (対前年度比) 97.96%	12,714 人 (対前年度比) 97.94%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	缶 類	委託業者による 指定日回収	南那須地区広域事務 組合保健衛生センタ ー	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ガ ラ ス び ん 類	委託業者による 指定日回収	南那須地区広域事務 組合保健衛生センタ ー	
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	拠点回収	那珂川町役場	
	段ボール	段ボール	委託業者による 指定日回収	南那須地区広域事務 組合保健衛生センタ ー	
チ プ ラ ク ス	ペットボトル	ペ ッ ト ボ ト ル	委託業者による 指定日回収	南那須地区広域事務 組合保健衛生センタ ー	

※製品プラスチックについては、イベント回収により収集し委託業者へ引き渡す。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

飲料用紙製容器以外は、南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターで保管（一部圧縮）している。今後、圧縮減容機の更新等を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実効あるものにするため、次の取り組みを進める。

(1) 各行政区による排出指導の徹底

分別収集をより効率的に行うため、地域においてきめ細かな指導にあたる。

- ① 分別収集の地域啓発に関すること
- ② 分別排出に係る地域の指導に関すること
- ③ 分別回収の拠点及びごみステーションの管理に関すること
- ④ 分別収集における町との連携に関すること
- ⑤ その他分別収集の徹底について必要なこと

(2) 分別排出の徹底

- ① 啓発文書の全戸配布及びケーブルテレビ等による啓発
- ② 各種団体、学校における啓発学習会の開催

(3) 減量化・資源化等についての審議の推進

各行政区において、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化、資源化について推進体制を進める。

(4) 実績の確認

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。